

る性質を有すへきものに非ざることを論す第二章は陪審制度の概念と題し更に之を三節に分つ第一節は歐洲古代の陪審制度と題し希臘羅馬古代北欧諸国及古代独逸の人民裁判所の制度に付簡単なる叙説を為し第二節は歐洲現時の陪審制度と題し英國の制度と歐洲大陸諸国の制度とを分ちて稍々詳細に叙述し殊に大陸諸国に於ける陪審制度と參審裁判所との區別に付詳述する所あり第三節は陪審制度の比較概論と題し歐洲諸国に於ける該制度の現状に付法制上及實際上より比較説明せり第三章は陪審制度の沿革と題して先づ英國に於ける該制度の起源及發達を二節に分ちて叙説し次て第三節に於て仏國大革命以後歐洲大陸諸国に於て此の制度の勃興するに至りし由來を論せり第四章は陪審制度の趨勢と題し同制度に関する歐洲諸国に於ける最近の立法並学説の趨勢を三節に分ちて叙説評論せり第五章は陪審制度の長所及短所と題して詳に同制度の利害得失を論す本論文中価値最も大なるは蓋し本章及次章に在り著者は本章に於て陪審制度の両体様たる陪審裁判所及參審裁判所の両制に付数多の書籍を參照して各種の方面より其の長所及短所を指摘論評せり其の論断に拠れば著者は參審裁判所の制を以て遙に陪審裁判所に優れりとなし後者の長所は前者に於ても亦存し而して後者の短所は前者に於ては之を避くるを得へしとなせり第六章は結論にして前章と共に著者の最も力を用ひたる所なり先づ陪審制度と陪審を用ひさる通常裁判制度との優劣に付て理論上より並諸国に於ける実驗上より綿密に之を比較し結局両制度各長所あるも陪審裁判所の制

332 大場茂馬氏学位を受く

〔法学新報〕第23卷4(263)号 大正2年4月1日

○大場茂馬氏学位を受く 司法省參事官大場茂馬氏は曩に論文を提出して学位を請求したりしか帝國大學法科大學教授会に於て其大學院に入り定規の試験を経たる者と同等以上の学力ありと認められ文部大臣より去月十七日法学博士の学位を授与せられたり其論文審査の要旨は左の如し

本論文は刑事裁判に関する陪審制度に付て歐洲諸国に於ける該制度の沿革及現制を叙述し其の利害得失を論評せるものなり全編を六章に分つ第一章緒論に於ては陪審制度の採否を決すべき唯一の標準は之に依りて裁判か一層適実合法なることを得べきや否や及裁判の信用を厚うする所以なりや否やの点のみに在るべく純然たる司法上の問題にして政治上の問題た

は弊害多くして通常裁判の制に劣るものとなすべく之に反し  
參審裁判所の制は通常裁判所に優るの長所あると言ひ而かも  
之を我邦に採用すべきや否やに付ては尚我邦の国情に適する  
や否やを研究せざるへからずとなし我邦の国情に付て參酌す  
べき数点を指摘して其の論を結へり接するに陪審制度の採否  
は我か司法制度に於ける多年の宿題にして而かも之に関する  
学術的研究の見るべきもの甚少し本編の著者は多年刑法及刑  
事政策学を研究し之に関する著書論文少からず本編も亦其の  
研究の一をなすものにして其の論する所聊大陸歐洲殊に独逸  
に偏するに過ぎ英米諸国に疎なるの嫌あり其の沿革の叙述に  
於ても亦粗略に失するの批難を免れずと雖も普く各学者の所  
説と諸国の実験とを参酌して該制度の利害得失を論断せるは  
我邦に於ける該制度の採否の問題に関する価値ある参考資料  
を供せるものといふへし能く從来の欠陥の一部を補ひ學術上  
裨益を与ふること少からず

以上の理由に因り本論文の著者は法学博士の学位を授ぐるに  
適當なる学力ある者と認む

因に私學出身者にして法学博士の学位を得たるは九人にして早  
稲田大学の塩沢、田中、小河の三氏慶應義塾の堀江、青木の二  
氏、同志社の浮田氏、獨逸協会学校の山口及び中央大学の花井、  
大場の二氏なり